

生食発 0318 第 4 号
平成 31 年 3 月 18 日

各 地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

広域連携協議会の設置について

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）については、平成 30 年 6 月 13 日に公布されたところである。

改正法による改正後の食品衛生法（以下「法」という。）第 21 条の 3 第 1 項の規定により、厚生労働大臣は、監視指導の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、国、都道府県等その他関係機関により構成される広域連携協議会を設けることができることとされており、また、「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令」（平成 30 年厚生労働省令第 133 号）が平成 30 年 11 月 26 日に公布され、改正後の食品衛生法施行規則第 21 条の規定により、広域連携協議会は、地方厚生局の管轄区域ごとに、当該地方厚生局並びに当該地方厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市及び特別区をその構成員として設けることとされている。

上記の規定に基づき、今般、別添 1 の 7 つの設置規程をもって、厚生労働大臣が地方厚生局の管轄区域ごとに広域連携協議会を設けることとしたので、お知らせする。

また、法第 21 条の 3 第 4 項の規定で広域連携協議会の運営に関し必要な事項は、広域連携協議会が定めることとされており、各広域連携協議会において運営要領を策定することとなるが、別添 2 に案を示したので、ご参考願いたい。

北海道広域連携協議会の設置について

厚生労働大臣が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく北海道広域連携協議会を設ける。

名 称：北海道広域連携協議会

設 置：平成 31 年 4 月 1 日

根 拠：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 21 条の 3 第 1 項及び食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 21 条

目 的：監視指導の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため。

協議事項：①関係機関の連絡及び連携体制の整備について
②広域的な食中毒事案等の発生又はその拡大、及び広域流通食品等の食品衛生法違反を防止するために必要な対策について
③その他必要な事項について

幹事及び構成員：別紙のとおり

議 事：非公開（ただし、議事要旨を公開）

事 務 局：北海道厚生局

北海道広域連携協議会 幹事及び構成員

1. 幹事

厚生労働省本省

2. 構成員

北海道厚生局、北海道及び北海道厚生局の管轄区域内の保健所を設置する市

東北広域連携協議会の設置について

厚生労働大臣が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく東北広域連携協議会を設ける。

名 称：東北広域連携協議会

設 置：平成 31 年 4 月 1 日

根 拠：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 21 条の 3 第 1 項及び食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 21 条

目 的：監視指導の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため。

協議事項：①関係機関の連絡及び連携体制の整備について
②広域的な食中毒事案等の発生又はその拡大、及び広域流通食品等の食品衛生法違反を防止するために必要な対策について
③その他必要な事項について

幹事及び構成員：別紙のとおり

議 事：非公開（ただし、議事要旨を公開）

事 務 局：東北厚生局

東北広域連携協議会 幹事及び構成員

1. 幹事

厚生労働省本省

2. 構成員

東北厚生局並びに東北厚生局の管轄区域内の県及び保健所
を設置する市

関東信越広域連携協議会の設置について

厚生労働大臣が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき関東信越広域連携協議会を設ける。

名 称：関東信越広域連携協議会

設 置：平成 31 年 4 月 1 日

根 拠：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 21 条の 3 第 1 項及び食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 21 条

目 的：監視指導の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため。

協議事項：①関係機関の連絡及び連携体制の整備について

②広域的な食中毒事案等の発生又はその拡大、及び広域流通食品等の食品衛生法違反を防止するために必要な対策について

③その他必要な事項について

幹事及び構成員：別紙のとおり

議 事：非公開（ただし、議事要旨を公開）

事 務 局：関東信越厚生局

関東信越広域連携協議会 幹事及び構成員

1. 幹事

厚生労働省本省

2. 構成員

関東信越厚生局並びに関東信越厚生局の管轄区域内の都
県、保健所を設置する市及び特別区

東海北陸広域連携協議会の設置について

厚生労働大臣が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき東海北陸広域連携協議会を設ける。

名 称：東海北陸広域連携協議会

設 置：平成 31 年 4 月 1 日

根 拠：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 21 条の 3 第 1 項及び食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 21 条

目 的：監視指導の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため。

協議事項：①関係機関の連絡及び連携体制の整備について

②広域的な食中毒事案等の発生又はその拡大、及び広域流通食品等の食品衛生法違反を防止するために必要な対策について

③その他必要な事項について

幹事及び構成員：別紙のとおり

議 事：非公開（ただし、議事要旨を公開）

事 務 局：東海北陸厚生局

(別紙)

東海北陸広域連携協議会 幹事及び構成員

1. 幹事

厚生労働省本省

2. 構成員

東海北陸厚生局並びに東海北陸厚生局の管轄区域内の県及び保健所を設置する市

近畿広域連携協議会の設置について

厚生労働大臣が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく近畿広域連携協議会を設ける。

名 称：近畿広域連携協議会

設 置：平成 31 年 4 月 1 日

根 拠：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 21 条の 3 第 1 項及び食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 21 条

目 的：監視指導の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため。

協議事項：①関係機関の連絡及び連携体制の整備について

②広域的な食中毒事案等の発生又はその拡大、及び広域流通食品等の食品衛生法違反を防止するために必要な対策について

③その他必要な事項について

幹事及び構成員：別紙のとおり

議 事：非公開（ただし、議事要旨を公開）

事 務 局：近畿厚生局

(別紙)

近畿広域連携協議会 幹事及び構成員

1. 幹事

厚生労働省本省

2. 構成員

近畿厚生局並びに近畿厚生局の管轄区域内の府県及び保健
所を設置する市

中国四国広域連携協議会の設置について

厚生労働大臣が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき中国四国広域連携協議会を設ける。

名 称：中国四国広域連携協議会

設 置：平成 31 年 4 月 1 日

根 拠：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 21 条の 3 第 1 項及び食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 21 条

目 的：監視指導の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため。

協議事項：①関係機関の連絡及び連携体制の整備について

②広域的な食中毒事案等の発生又はその拡大、及び広域流通食品等の食品衛生法違反を防止するために必要な対策について

③その他必要な事項について

幹事及び構成員：別紙のとおり

議 事：非公開（ただし、議事要旨を公開）

事 務 局：中国四国厚生局

中国四国広域連携協議会 幹事及び構成員

1. 幹事

厚生労働省本省

2. 構成員

中国四国厚生局並びに中国四国厚生局の管轄区域内の県及び保健所を設置する市

九州広域連携協議会の設置について

厚生労働大臣が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき九州広域連携協議会を設ける。

名 称：九州広域連携協議会

設 置：平成 31 年 4 月 1 日

根 拠：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 21 条の 3 第 1 項及び食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 21 条

目 的：監視指導の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため。

協議事項：①関係機関の連絡及び連携体制の整備について

②広域的な食中毒事案等の発生又はその拡大、及び広域流通食品等の食品衛生法違反を防止するために必要な対策について

③その他必要な事項について

幹事及び構成員：別紙のとおり

議 事：非公開（ただし、議事要旨を公開）

事 務 局：九州厚生局

九州広域連携協議会 幹事及び構成員

1. 幹事

厚生労働省本省

2. 構成員

九州厚生局並びに九州厚生局の管轄区域内の県及び保健所
を設置する市

平成 31 年 4 月〇〇日
〇〇広域連携協議会決定

〇〇広域連携協議会の運営要領（案）

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 21 条の 3 第 4 項の規定に基づき、
〇〇広域連携協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（目的）

第 1 条 協議会は、国及び都道府県、保健所を設置する市並びに特別区（以下「都道府県等」という。）の食品衛生に関する監視指導の実施に当たっての関係者の連携協力体制を整備し、もって食品、添加物、器具又は容器包装（以下「食品等」という。）に起因する中毒患者又はその疑いのある者（以下「食中毒患者等」という。）の広域にわたる発生又はその拡大を防止し、及び広域にわたり流通する食品等の食品衛生法違反を防止することを目的とする。

（組織）

第 2 条 協議会の幹事は、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課（以下「本省」という。）とする。

2 協議会の構成員は、〇〇厚生局（以下「厚生局」という。）及び厚生局の管轄区域内の都道府県等とする。

（主宰）

第 3 条 協議会は、本省が幹事として主宰する。

2 本省は、会務を総理し、協議会を代表する。

（事務局）

第 4 条 協議会の庶務は、本省の協力を得て、事務局の〇〇厚生局健康福祉部食品衛生課において処理する。

（協議会の招集等）

第 5 条 厚生局は、毎年度、定例的に協議会の幹事及び構成員（以下「構成員等」という。）を招集し、協議会を開催する。

2 厚生局は、広域的な食中毒事案等発生時（※）には、構成員等を招集し、当該事案に対処するための協議会を開催する。

3 前 2 項の場合において、厚生局は、構成員等のうち、協議事項に関係する必要な構成員等のみを招集することができる。

4 協議会は、法第 21 条の 3 第 2 項の規定に基づき、必要があると認めるときは、構成員等以外の都道府県等その他協議会が必要と認める者をその構成員として召集することができる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所等の

研究機関等に対しオブザーバーとして会議への参加を求めることができる。

- 6 構成員等及びオブザーバーはそれぞれ、組織の長又は協議会の協議事項に鑑みて適当な者を、協議会に出席させる。

(※) 本省は、法第 60 条の 2 の規定に基づき、広域的な食中毒事案等に対処するための協議会について、食中毒患者等が 500 人以上発生する場合（おそれ含む。）又は食中毒患者等が広域にわたり発生する場合（おそれ含む。）において、必要があると認めるときに開催を依頼することとしている。

（協議の内容）

第 6 条 協議会は、定例的な開催において、次に掲げる事項について協議を行う。

- 一 構成員等間の連絡体制の整備（担当者名簿の管理）
- 二 食中毒事案等が発生した際に実施する調査及び検査の内容並びに共有する情報の内容
- 三 調査及び検査等に要する人員の派遣並びに検査機器及び検査技術等の技術的な協力
- 四 発生した広域的な食中毒事案等及びそれに対する対処の内容（他ブロックで発生したものを含む）並びにそれぞれで行っている食中毒事案等への対応施策
- 五 前年度の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会の議論の内容等
- 六 その他平常時から協議しておくべき事項

2 協議会は、事案対処のための開催において、次に掲げる事項について協議を行う。

- 一 事案について把握している情報

調査状況等（患者の症状、血清型、毒素型及び遺伝子型解析結果等の検査結果、原因食品、原因施設、その他重要と認められる事項）を相互に共有し、事態の把握及び原因の究明に必要な協議を行う。

- 二 今後の調査・対応方針等

今後の調査・対応方針について共有・統一を行う。また、協議会は、事案に関係する都道府県等から、調査・検査等に要する人員の派遣並びに検査機器及び検査技術等の技術的な協力について、協議会に要請があった場合には、その方法等について、調整を行う。

- 三 当該事案の公表方針

協議会を開催した広域的な食中毒事案等に関して、行政として整合性の取れた情報発信を行うため、予め、協議会においてその方針の協議を行う。

- 四 その他事案への対処のために協議が必要な事項

（情報の取扱）

第 7 条 構成員等及びオブザーバーは、協議内容に含まれる施設情報等の個人情報等について、適正に取扱わなければならない。

（議事要旨の公開）

第 8 条 協議会は原則として非公開とするが、厚生局は、協議内容の概要について議事要旨を作成し、前条に十分留意した上で、公表する。

（要領の変更）

第 9 条 この要領の変更は、厚生局が協議会に諮って行うものとする。但し、機関又はその組織の名称変更等に伴う軽微な変更、地方公共団体の区分の変更等については、厚生局の専決により処理することができる。

2 厚生局は、前項の規定による専決処理をしたときは、次回の協議会に報告するものとする。

（雑則）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 31 年〇月〇日（第一回協議会開催日）から施行する。

(参考 1)

〇〇広域連携協議会 幹事及び構成員

1. 幹事

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

2. 構成員

〇〇厚生局及び〇〇厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市、特別区

- ・ 〇〇厚生局
- ・ ▲県、▲県、
- ・ △市、△市、
- ・ ■区、■区、

※平成 31 年〇月〇日開催時点